

岩見沢市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

岩見沢市都市公園条例の一部改正（令和7年条例第42号）に伴い、備付物件使用料の設定など、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

- (1) いわみざわ公園のうち室内公園の休館日を変更する。
- (2) 受益者負担の適正化の観点から、東山公園陸上競技場における写真判定装置等の備付物件の使用料を新たに設定する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市規則第 7 号

岩見沢市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 3 0 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市都市公園条例施行規則（昭和 3 6 年規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 備付物件使用料については、前項の規定にかかわらず、既納の額の全額を返還する。

第 8 条第 4 項第 3 号ア中「月曜日」を「水曜日」に、「火曜日」を「木曜日」に改める。

第 8 条の 2 第 4 項第 5 号に次のように加える。

ウ 備付物件使用料

東山公園陸上競技場備付物件使用料

区分	1 日	半日	1 時間当たり
写真判定装置・スタート発信装置	3 6, 0 0 0 円	1 8, 0 0 0 円	4, 5 0 0 円
風向風速計	8, 8 0 0 円	4, 4 0 0 円	1, 1 0 0 円

備考

1 1 日とは、午前 9 時から午後 5 時まで、半日とは、午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時までとする。

2 1 時間未満の時間は、1 時間とする。

第 9 条の見出し中「等」を削り、同条第 1 項中「様式第 1 6 号の当日券、夜間券又は期間券」を「使用券」に改め、同条第 2 項中「様式第 1 7 号の」を削

り、同条第3項中「様式第18号の」を削り、同条第4項中「様式第19号の」を削り、同条第5項中「様式第20号の」を削る。

様式第16号から様式第20号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市都市公園条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。